

(仮称) 松田町地域の持続的発展に資する再生可能エネルギー利用の促進に関する  
 条例（素案）に関する意見募集結果と対応

募集期間：令和元年10月25日（金）～11月15日（金）

提出者数：3名

意見の件数：13件（素案の内容に関する意見のみ集計）

No.	該当箇所	意見内容	ご意見に対する回答・対応
1	条例名	仮称も長すぎるので、「松田町再生可能エネルギー利用促進条例」にしたらかうでしょうか。	ご意見等を踏まえ「松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」に修正いたします。
2	全体	条例全体に議会、議員、職員の責務が含まれておらず、自治基本条例との整合性がとれていないのが良くない。議会、議員、職員の再生可能エネルギーを推進する責務を条例に含むべき。	本条例では、議会、議員、職員の責務については特別の定めがありませんが、第1条で「この条例は、松田町自治基本条例の理念の下に、」としております。松田町自治基本条例では、松田町における自治の基本理念を定めるとともに、議会の役割と責務、議員の責務、職員の責務等が定められています。再生可能エネルギーの利用等の推進にあたっては、この松田町自治基本条例の理念に従いそれぞれの役割を担うこととなるため、本条例では特別の定めは行いません。
3	全体	この素案は、現在町がお進めになられている再生可能エネルギー利用の太陽光、太陽熱等も包括するものであると思われませんが、再生可能エネルギー利用促進に関する全般的なものとは感じられない。	本条例により利用を推進する再生可能エネルギーは、第2条で規定しているとおり、太陽光、太陽熱、バイオマス、風力、水力、地熱を含む再生可能な資源から持続的に生産されるあらゆる形態のエネルギーを含みます。
4	全体	文書全体的に「、」が多すぎるので文書全体を見直しする必要があると思います。	ご意見を踏まえ修正いたします。
5	前文	まえがき部分は要旨だけでよいのではないかと。	ご意見を踏まえ修正いたします。
6	全体	特に、素案では全般的に町長に権限が集中する事のように表現されることは好ましくなく、これには反対させていただきます。	一部の規定について表現等を修正いたします。

No.	該当箇所	意見内容	ご意見に対する回答・対応
7	第1条	第1条の「この条例は、松田町自治基本条例（平成30年条例第12号）の理念の下に」が原本ですが、自治基本条例には平成30年も無く、出来た条例そのものですので「この条例は、松田町自治基本条例第12号の理念の下に」が良いと思います。	ご指摘の部分は、松田町自治基本条例の条例番号を示したものであり、平成30年に町で公布された第12番の条例という意味でございます。なお、他の例規に倣い「（平成30年松田町条例第12号）」という表記に修正いたします。
8	第1条	第1条の「本町に存在する豊かな自然に由来する再生可能エネルギーの利用を促進する」とありますが、豊かな自然に由来するとは何を指すのか、「本町の豊かな自然環境を利用し、再生可能エネルギーの促進と保護」だと思います。	「豊かな自然に由来する」とは、当町の「豊かな自然を利用することにより作られる」ということを意味するものです。なお、条文の見直しにより、ご指摘の部分は削除いたします。
9	第5条・第6条	第5条、第6条の「町長の実施する措置に協力しなければならない」の部分が具体性にかけているので、削除か訂正した方が良いでしょう。	ご意見等を踏まえ削除いたします。
10	第6条	第6条（町民の責務）は、強制のように捉われ易いので表現に注意。	ご意見を踏まえ表現等を修正いたします。
11	第7条	金融機関の信用供与は、それぞれ対象となる事業主や事業に対し金融機関それぞれの審査基準に基づいて行われるもので、強制されるものではない。	ご意見等を踏まえ削除いたします。
12	第12条	第12条にある、2項（1）（2）は良く理解できない。	ご意見を踏まえ表現等を修正いたします。
13	附則	附則に至っては条例の施行に関し必要な事項は、経過結果に基づき、必要な検討などのうえ所要の措置を講ずるべきものと思われるが、町長が定めるとの表現は反対です。	条例の施行に関し必要な事項は、所定の手続きに基づき規則等で定めることとなりますが、手続き上の最終的な決裁権者が町長であるため、このような表現としたものです。ご意見を踏まえ表現等を修正いたします。